

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年4月13日

令和9年度国民スポーツ大会
第47回九州ブロック大会
準備委員会 委員長 宮原 耕史

1 業務内容

- (1) 委託業務名 令和9年度国民スポーツ大会第47回九州ブロック大会宿泊等業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙仕様書及び説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年12月31日（金）まで
- (4) 履行場所 令和9年度国民スポーツ大会第47回九州ブロック大会準備委員会（以下「第47回九ブロ準備委員会」という）が指定する場所

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 日本国内の旅行代理店のうち、原則として佐賀県内に本店・支店又は営業所を有する第1種旅行業者（旅行業法）で、かつ、（社）日本旅行業協会の正会員であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 佐賀県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない者であること。
- (4) 公告日から企画提案書提出までの間において、佐賀県の指名停止・排除措置を受けていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当チーム 第47回九ブロ準備委員会事務局
（公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「当協会」という）プロモーションチーム内）

郵便番号・住所 〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出2丁目1-11
電話 0952-30-7716
ファックス番号 0952-30-7708
電子メールアドレス info@sagaken-sports.com

4 プレゼン参加申込

- (1) 日時 令和8年4月13日(月)～
- (2) 参加申込
 - ア 申込方法 上記担当チーム宛てに電子メールにて申込すること。
 - イ 記載内容 表題：プレゼン参加申込
本文：会社名等、担当部署、参加者氏名、電話番号、メールアドレス
 - ウ 申込期限 令和8年5月12日(火) 13時00分まで

5 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当チームに持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年5月12日(火) 13時00分まで
 - (2) 参加資格の確認結果は、令和8年5月15日(金)に発送する。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書及び見積書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当チームに持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙仕様書のとおりとする。
 - (2) 提出期限 令和8年5月22日(金) 17時00分まで
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (3) 見積の上限額は23,000,000円とする。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月3日(水)
- (2) 場所 佐賀県スポーツ協会2階中会議室(佐賀県佐賀市日の出2丁目1-11)
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

令和8年6月5日(金)に、すべての参加者に対し発送する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準(配点入り)は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- (4) 「佐賀らしさ」については、評価基準を参照すること。

10 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 当協会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の協議の上、審査委員長が最優秀提案者を決定する。

第47回九プロ準備委員会は最優秀提案者と仕様書の協議を行い、令和9年度に委託契約を行う。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

仕様書による。

この公示に掲げる手続きは、令和9年1月の令和9年度国民スポーツ大会第47回九州ブロック大会実行委員会において、当該業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は公益財団法人佐賀県スポーツ協会ホームページにより公示を行う。